

事務連絡  
令和2年5月7日

各地方運輸局自動車技術安全部技術課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課検査班長

継続検査等における自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る証明書の取扱いについて

今般、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号。以下、「改正地方税法」という。）が令和2年4月30日に公布・施行され、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例（以下、「徴収猶予の特例」という。）が設けられました。

継続検査の申請に際し、提示を必要とする自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面については、「道路運送車両法の一部改正に伴う自動車税納税証明書等の取扱いについて」（依命通達）（昭和38年10月7日付け自車第810号、自管第73号。）により取り扱っているところであります。

今般、徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、都道府県知事又は市区町村長が、徴収猶予の特例の適用を受けた者に対し交付する書類として、下記のもので追加されるとの連絡が総務省自治税務局都道府県税課からあったことから、これらの書類についても、道路運送車両法第97条の2に規定された「自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面」として取り扱って差し支えないので、了知願います。

なお、本取扱いについては、関係団体にも通知済みであることを申し添えます。

記

1. 「徴収猶予の特例の適用期間中である」旨が記載された納税証明書
2. 改正地方税法附則第59条第3項で準用する同法第15条の2の2に基づき交付された「徴収猶予許可通知書」に必要な事項（登録番号若しくは車両番号又は車台番号、課税年度及び有効期限）が記載されたもの（別紙参照）